

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 7 年 1 月 6 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更	(変更履歴) 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 施行 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 8 年 1 0 月 1 8 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和元年 1 2 月 1 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 3 月 3 0 日 変更 令和 2 年 4 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 2 年 1 0 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 3 年 7 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 4 年 7 月 5 日 変更 令和 5 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 5 年 7 月 1 日 変更 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 6 年 4 月 1 0 日 変更 令和 6 年 8 月 1 日 変更 <u>令和 7 年 1 月 6 日 変更</u> <u>令和 年 月 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（流通設備の整備の前提となる諸条件） 第５７条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～四 （略） 五 回線数 ア 特別高圧の電線路 （ア）（略） （イ）機器装置の単一故障時に供給支障（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。以下同じ。）や発電支障（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制（第６４条第２項第２号イに定める発電抑制をいう。）をいう。以下同じ。）の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 １回線とする。 （ウ）・（エ）（略） イ （略） 六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は<u>発電支障</u>の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。 七～九 （略）	（流通設備の整備の前提となる諸条件） 第５７条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。 一～四 （略） 五 回線数 ア 特別高圧の電線路 （ア）（略） （イ）機器装置の単一故障時に<u>供給支障（電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限すること（電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が解消した場合を除く。）をいう。以下同じ。）や発電支障等（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の発電設備等の電力系統からの電氣的な切り離し、発電抑制（第６４条第２項第２号イに定める発電抑制をいう。）及び充電抑制（第６４条第２項第２号ウに定める充電抑制をいう。）をいう。以下同じ。）</u>の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 １回線とする。 （ウ）・（エ）（略） イ （略） 六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は<u>発電支障等</u>の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。 七～九 （略）
（電力系統の性能に関する基準） 第６１条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び<u>発電支障</u>の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第６３条から第６５条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。	（電力系統の性能に関する基準） 第６１条 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び<u>発電支障等</u>の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第６３条から第６５条までに定める基準（以下「電力系統性能基準」という。）を充足するよう設備形成を行わなければならない。
（電力設備の単一故障発生時の基準） 第６４条 送配電線１回線、変圧器１台、発電機１台その他の電力設備の単一故障（以下「N－１故障」という。）の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三 （略） ２ 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。 一 （略） 二 <u>発電支障が発生しない場合、又は、発電支障が発生する場合であり、次に掲げる事項を満たすとき</u> ア 当該<u>発電支障</u>による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。 イ 発電抑制（給電指令（第１８９条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を<u>維持・運用する</u>電気供給事業者がN－１故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、<u>当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）</u>。 （新設）	（電力設備の単一故障発生時の基準） 第６４条 送配電線１回線、変圧器１台、発電機１台その他の電力設備の単一故障（以下「N－１故障」という。）の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。 一～三 （略） ２ 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。 一 （略） 二 <u>発電支障等が発生しない場合、又は、発電支障等が発生する場合であり、次に掲げる事項のいずれも満たすとき</u> ア 当該<u>発電支障等</u>による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること。 イ 発電抑制（第１８９条に規定する給電指令（以下単に「給電指令」という。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を<u>維持し、及び運用する</u>電気供給事業者がN－１故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、<u>当該合意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）</u>。 ウ <u>充電抑制（給電指令により蓄電設備の充電の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行わ</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
ウ その他<u>発電抑制</u>を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きいこと。	<u>れることをいう。以下同じ。）の対象となる蓄電設備を維持し、及び運用する電気供給事業者がN－1故障時における充電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該合意に基づく給電指令に応じ、充電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に充電抑制を実施できる場合を含む。）。</u> エ その他<u>発電抑制又は充電抑制</u>を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きいこと。
（電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策） 第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び<u>発電支障</u>の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。	（電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策） 第66条 本機関又は一般送配電事業者若しくは配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び<u>発電支障等</u>の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。
（潮流調整） 第153条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の<u>発電計画提出者</u>間の公平性を確保しつつ、<u>出力調整による潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整</u>を行う。	（潮流調整） 第153条 （略） 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（ただし、連系線は除く。）に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の<u>発電計画等提出者</u>間の公平性を確保しつつ、<u>潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整等</u>を行う。
（平常時において混雑が発生する場合の措置） 第153条の2 流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、<u>次の各号の順位</u>に従って同号に掲げる措置を講じる。 一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った発電設備等</u>の出力抑制等 （新設） 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等（バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。）のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った発電設備等</u>の出力抑制等 （新設） 三～五 （略）	（平常時において混雑が発生する場合の措置） 第153条の2 流通設備（連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。）に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等について次の各号の順位</u>に従って同号に掲げる措置を講じる。 一 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った火力電源等の発電設備（混焼バイオマス電源及び揚水発電設備を含む。）の出力抑制等</u> 二 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った蓄電設備の放電抑制</u> 三 <u>平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った火力電源等の発電設備（F I T電源を除く混焼バイオマス電源、及び揚水発電設備を含む。）の出力抑制等</u> 四 <u>平常時において混雑が発生場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った蓄電設備の放電抑制</u> 五～七 （略）
（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>前条第1項第4号</u>に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一・二 （略） 三 <u>前条第1項第4号</u>に定める措置を行う必要性	（自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証） 第153条の3 一般送配電事業者及び配電事業者は、<u>前条第1項第6号</u>に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項を記載した資料を速やかに提出しなければならない。 一・二 （略） 三 <u>前条第1項第6号</u>に定める措置を行う必要性
（新設）	<u>（下げ調整力が不足する供給区域以外の一般送配電事業者の措置）</u> 第174条の2 <u>前条第1項に規定する一般送配電事業者が前条第1項第2号又は第6号の措置を講</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）																																														
	<u>じるにあたり、前条第１項に規定する一般送配電事業者以外の一般送配電事業者は、当該措置により供給を受ける電気の量に基づき、必要に応じて、前条第１項に規定する一般送配電事業者が第１７３条及び前条に基づき講じた措置（前条第１項第６号の措置を講じる場合は、同項第２号の措置を除く。）を講じる。</u>																																														
（作業停止計画の原案の提出） 第２３０条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表１２―１で定める期日までに、別表１２―２に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 ２ 一般送配電事業者は、業務規程第１５７条第２項の規定により、本機関が<u>発電計画提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 ３・４ （略） 別表１２―１ 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日（※１、※２）<table><tr><th></th><th>年間計画 （翌年度・翌々年度）</th><th>月間計画 （翌月・翌々月）</th><th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th></tr><tr><td>原案</td><td><u>毎年１０月末頃</u></td><td>毎月１日頃</td><td rowspan="3">不定期 （速やかに）</td></tr><tr><td>調整案</td><td><u>毎年１２月末頃</u></td><td>毎月１０日頃</td></tr><tr><td>最終案</td><td><u>毎年２月中旬</u></td><td>毎月中旬</td></tr></table> ※１・※２ （略） 別表１２―２ 作業停止計画の提出者及び提出先<table><tr><th>対象設備</th><th>計画提出者</th><th>提出先</th></tr><tr><td>流通設備の 作業停止計画</td><td>作業停止計画提出者</td><td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td></tr><tr><td>発電設備等の 作業停止計画</td><td><u>発電計画提出者</u></td><td>本機関</td></tr></table>		年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	<u>毎年１０月末頃</u>	毎月１日頃	不定期 （速やかに）	調整案	<u>毎年１２月末頃</u>	毎月１０日頃	最終案	<u>毎年２月中旬</u>	毎月中旬	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画提出者</u>	本機関	（作業停止計画の原案の提出） 第２３０条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下この章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表１２―１で定める期日までに、別表１２―２に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 ２ 一般送配電事業者は、業務規程第１５７条第２項の規定により、本機関が<u>発電計画等提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。 ３・４ （略） 別表１２―１ 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日（※１、※２）<table><tr><th></th><th>年間計画 （翌年度・翌々年度）</th><th>月間計画 （翌月・翌々月）</th><th>各計画の変更・ 計画外作業停止</th></tr><tr><td>原案</td><td><u>毎年７月末頃</u></td><td>毎月１日頃</td><td rowspan="3">不定期 （速やかに）</td></tr><tr><td>調整案</td><td><u>毎年１０月末頃</u></td><td>毎月１０日頃</td></tr><tr><td>最終案</td><td><u>毎年１月上旬</u></td><td>毎月中旬</td></tr></table> ※１・※２ （略） 別表１２―２ 作業停止計画の提出者及び提出先<table><tr><th>対象設備</th><th>計画提出者</th><th>提出先</th></tr><tr><td>流通設備の 作業停止計画</td><td>作業停止計画提出者</td><td>流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者</td></tr><tr><td>発電設備等の 作業停止計画</td><td><u>発電計画等提出者</u></td><td>本機関</td></tr></table>		年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止	原案	<u>毎年７月末頃</u>	毎月１日頃	不定期 （速やかに）	調整案	<u>毎年１０月末頃</u>	毎月１０日頃	最終案	<u>毎年１月上旬</u>	毎月中旬	対象設備	計画提出者	提出先	流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者	発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画等提出者</u>	本機関
	年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止																																												
原案	<u>毎年１０月末頃</u>	毎月１日頃	不定期 （速やかに）																																												
調整案	<u>毎年１２月末頃</u>	毎月１０日頃																																													
最終案	<u>毎年２月中旬</u>	毎月中旬																																													
対象設備	計画提出者	提出先																																													
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																																													
発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画提出者</u>	本機関																																													
	年間計画 （翌年度・翌々年度）	月間計画 （翌月・翌々月）	各計画の変更・ 計画外作業停止																																												
原案	<u>毎年７月末頃</u>	毎月１日頃	不定期 （速やかに）																																												
調整案	<u>毎年１０月末頃</u>	毎月１０日頃																																													
最終案	<u>毎年１月上旬</u>	毎月中旬																																													
対象設備	計画提出者	提出先																																													
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者																																													
発電設備等の 作業停止計画	<u>発電計画等提出者</u>	本機関																																													
（調整対象作業停止計画の原案の調整） 第２３３条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により<u>発電計画</u>に影響を受ける<u>発電計画提出者</u>その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。 ２ （略）	（調整対象作業停止計画の原案の調整） 第２３３条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により<u>発電計画又は調達計画</u>に影響を受ける<u>発電計画等提出者</u>その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。 ２ （略）																																														
（作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第２３４条 （略） ２ 一般送配電事業者は、第２３０条第２項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。	（作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ） 第２３４条 （略） ２ 一般送配電事業者は、第２３０条第２項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画等提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。																																														

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
3 （略） （作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 3 6 条 （略） 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。 3 ・ 4 （略）	3 （略） （作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 2 3 6 条 （略） 2 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 2 項の規定に準じて、本機関が<u>発電計画等提出者</u>から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。 3 ・ 4 （略）
（広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第 2 3 8 条 広域連系系統等の作業停止計画により、<u>発電計画</u>に影響が生じる<u>発電計画提出者</u>は、業務規程第 1 5 9 条第 3 項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。	（広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出） 第 2 3 8 条 広域連系系統等の作業停止計画により、<u>発電計画又は調達計画</u>に影響が生じる<u>発電計画等提出者</u>は、業務規程第 1 5 9 条第 3 項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。
（作業停止計画の調整における考慮事項） 第 2 4 4 条 <u>本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第 1 1 号を除く。）を考慮の上、行う。ただし、第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を重視及び優先するものとする。</u> 一 <u>公衆安全の確保</u> 二 <u>作業員の安全確保</u> 三 <u>電力設備の保全</u> 四 <u>作業停止期間中の供給信頼度</u> 五 <u>作業停止期間中の調整力</u> 六 <u>作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力</u> 七 <u>需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画</u> 八 <u>発電及び放電の抑制若しくは停止又は市場分断の回避</u> 九 <u>作業停止期間の短縮及び作業の効率化</u> 十 <u>電気供給事業者間の公平性の確保</u> 十一 <u>複数の連系線の同時期の停止の回避</u> 2 <u>本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに当たっては、発電設備等の出力の増加又は抑制によって流通設備（ただし、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電設備等を選定しなければならない。</u>	（作業停止計画の調整における考慮事項） 第 2 4 4 条 <u>一般送配電事業者が、第 2 3 3 条及び第 2 3 5 条に定める調整対象作業停止計画の調整を行うに当たっては、業務規程第 1 6 3 条第 1 項（同項第 1 1 号を除く。）及び第 2 項に定める事項を考慮する。</u> （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） （削る）
附則（平成 2 9 年 4 月 1 日） <u>（北海道風力実証試験の実施）</u> 第 2 条 <u>北海道地域内における風力発電導入拡大に向けた実証試験（平成 2 3 年 9 月 3 0 日 北海道電力株式会社、東北電力株式会社及び東京電力株式会社公表。以下「北海道風力実証試験」という。）に係る一般送配電事業者は、北海道風力実証試験が終了するまでの間、設定されたマージンの範囲内において、北海道風力実証試験を実施する。</u>	附則（平成 2 9 年 4 月 1 日） 第 2 条 <u>削除</u>
附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） <u>（発電制約量の調整）</u> 第 2 条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、<u>第 2 4 4 条第 2 項の規</u>	附則（平成 3 0 年 6 月 2 9 日） <u>（発電等制約量の調整）</u> 第 2 条 一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、<u>第 2 4 4 条の規定によ</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
定により、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した<u>発電制約量</u>及び制約の対象として選定した発電設備等を<u>発電計画提出者</u>へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて<u>発電制約量</u>を見直した場合も同様とする。 2 <u>発電計画提出者</u>は、一般送配電事業者より通知された<u>発電制約量</u>について、<u>発電計画提出者</u>間の協議により、通知された<u>発電制約量</u>を調整することができる。 3 <u>発電計画提出者</u>は、第1項の規定により通知された<u>発電制約量</u>の調整を希望する場合は、<u>発電制約量</u>の通知を受けた一般送配電事業者に希望する<u>発電制約量</u>の調整内容を連絡する。 4 <u>発電制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画提出者</u>より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する<u>発電計画提出者</u>へ調整内容及び調整期日を連絡する。 5 <u>発電制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画提出者</u>及び調整内容の連絡を受けた<u>発電計画提出者</u>は、当事者間において<u>発電制約量</u>の調整及び当該<u>発電制約量</u>の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに<u>発電制約量</u>の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。 6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、<u>発電制約量</u>の調整結果を本機関に報告する。 7 <u>発電計画提出者</u>は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。	り、制約の対象として選定した発電設備等により定格容量比率按分した<u>発電制約（放電制約を含む。以下同じ。）量</u>及び充電制約量（以下総称して「<u>発電等制約量</u>」という。）並びに制約の対象として選定した発電設備等を<u>発電計画等提出者</u>へ通知する。一般送配電事業者の供給区域の需給状況等に応じて<u>発電等制約量</u>を見直した場合も同様とする。 2 <u>発電計画等提出者</u>は、一般送配電事業者より通知された<u>発電等制約量</u>について、<u>発電計画等提出者</u>間の協議により、通知された<u>発電等制約量</u>を調整することができる。 3 <u>発電計画等提出者</u>は、第1項の規定により通知された<u>発電等制約量</u>の調整を希望する場合は、<u>発電等制約量</u>の通知を受けた一般送配電事業者に希望する<u>発電等制約量</u>の調整内容を連絡する。 4 <u>発電等制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画等提出者</u>より連絡を受けた一般送配電事業者は、制約の対象として選定された発電設備等を有する<u>発電計画等提出者</u>へ調整内容及び調整期日を連絡する。 5 <u>発電等制約量</u>の調整を希望する<u>発電計画等提出者</u>及び調整内容の連絡を受けた<u>発電計画等提出者</u>は、当事者間において<u>発電等制約量</u>の調整及び当該<u>発電等制約量</u>の調整に係る料金その他の条件の協議を行い、調整期日までに<u>発電等制約量</u>の調整結果を前項の一般送配電事業者に報告する。 6 調整結果の報告を受けた一般送配電事業者は、<u>発電等制約量</u>の調整結果を本機関に報告する。 7 <u>発電計画等提出者</u>は、業務規程に定めるところにより、本機関から調整内容その他必要な情報の提供を求められた場合は、速やかに情報の提供を行わなければならない。
附則（平成30年6月29日） （<u>発電制約量</u>の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項の規定による<u>発電制約量</u>の調整が不調となった<u>発電計画提出者</u>は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、<u>発電制約量</u>の再調整を行う。 2 <u>発電計画提出者</u>は、<u>発電制約量</u>の再調整の結果を本機関に報告する。 3 一般送配電事業者及び<u>発電計画提出者</u>は、本機関より再調整の結果及び決定された<u>発電制約量</u>について通知を受ける。	附則（平成30年6月29日） （<u>発電等制約量</u>の調整の不調時の対応） 第3条 前条第2条第5項の規定による<u>発電等制約量</u>の調整が不調となった<u>発電計画等提出者</u>は、本機関より再調整の依頼を受けた場合は、<u>発電等制約量</u>の再調整を行う。 2 <u>発電計画等提出者</u>は、<u>発電等制約量</u>の再調整の結果を本機関に報告する。 3 一般送配電事業者及び<u>発電計画等提出者</u>は、本機関より再調整の結果及び決定された<u>発電等制約量</u>について通知を受ける。
附則（平成30年6月29日） （<u>発電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有） 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、<u>発電制約</u>が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、<u>発電計画提出者</u>と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 （略） 2 （略）	附則（平成30年6月29日） （<u>発電制約</u>又は<u>充電制約</u>が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有） 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、<u>発電制約</u>又は<u>充電制約</u>が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、<u>発電計画等提出者</u>と共有する。ただし、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 （略） 2 （略）

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）
本指針は、令和7年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。